

豊能町町勢要覧及び映像作成業務  
仕 様 書

令和8年6月  
豊能町

# 豊能町町勢要覧及び映像作成業務仕様書

## 1. 業務名 豊能町町勢要覧及び映像作成業務

## 2. 業務の目的

豊能町は、令和9年に町制50周年を迎える。そこで豊能町の自然、歴史、文化等の情報や町の情勢・現況などを視覚的にわかりやすく紹介し、町民が豊能町への理解を深めるとともに、町外へ向けて豊能町の魅力を広く発信することを目的に町勢要覧及び映像を作成する。

## 3. 業務の内容

町勢要覧及び映像の作成までに係る一式業務とする。

- (ア) 資料収集：資料収集、取材、映像（写真）撮影、資料整理等
- (イ) 企画編集：企画立案、校正、編集、デザイン・レイアウト等
- (ウ) 原稿作成・監修：原稿作成、図表・イラスト・マップ・画像の作成、校正、監修等
- (エ) 印刷製本：製版、印刷、製本、納品
- (オ) ホームページ用電子データ作成

## 4. 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日（木）まで（予定）

## 5. 納入場所

豊能町総務部総合政策課（大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1）

## 6. 共通仕様

- (1) 豊能町の特徴を捉えた要覧及び映像を完成させること。企画は入念に行い、担当課と十分協議すること。
- (2) 「町勢要覧及び映像」に盛り込む基本的な事項は概ね次のとおりとする。
  - (ア) 豊能町の概要
  - (イ) 総合まちづくり計画を上位計画とした各種計画を踏まえたまちづくりに関すること
  - (ウ) 農業、地域産業、観光、自然環境などに関すること
  - (エ) 歴史、文化財、伝統文化、スポーツなど文化・スポーツに関すること
  - (オ) 教育、子育て、福祉、交通などに関すること
  - (カ) 祭りやイベントに関すること
  - (キ) 統計資料に関すること
  - (ク) 独自の企画案
- (3) 著作権等
  - (ア) 写真・映像・音楽等の素材の使用に関して著作権の許諾の必要な場合は受注者で手続を行うこと。
  - (イ) 当該著作権の使用に係る著作権料等については契約金額に含むものとする。
  - (ウ) 完成した「町勢要覧」及び「映像」の原版及びデータの所有権、著作権等、一切の権利は豊能町に帰属する。
  - (エ) 完成物に含まれるデザイン、イラスト、図表等の著作権は、豊能町がそれらを町の業務の範囲内で使用することを許諾するものとする。
  - (オ) ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者が留保するものとし、この場合、豊能町は当該権利を非独占的に使用できるものとする。

## 7. 町勢要覧仕様

### (1) 委託概要

- (ア) 町勢要覧作成にあたっての企画立案
- (イ) 表紙及び本文全般にわたるデザインの制作
- (ウ) 取材、文章執筆、編集作業
- (エ) 写真撮影
- (オ) 図表、画像の作成
- (カ) 印刷・製本・納品など一連の業務全般

### (2) 成果物の仕様

- (ア) 版 型：A4版
- (イ) 部 数：1,000部
- (ウ) 頁 数：20ページ程度
- (エ) 紙 質：表紙=マット紙 菊判 93.5 kg  
本体=マット紙 菊判 76.5 kg  
※上記の規格もしくは同等以上の紙質
- (オ) 印 刷：4色（フルカラー）
- (カ) 写真点数：150点程度
- (キ) 製 本：アジロ綴じ
- (ク) 校 正：3回以上（色校正含む）
- (ケ) 著 作 権：町勢要覧に係る著作権は、豊能町に帰属する。  
町勢要覧に含まれるデザイン、イラスト、図表等の著作権は、豊能町がそれらを町の業務の範囲内で使用することを許諾するものとする。
- (コ) 電 子 版：ホームページ掲載用データ（PDF）の制作  
ホームページ及びスマートフォンで閲覧できる電子ブックとする。
- (サ) そ の 他：用字用語等の内容精査、著作権や転載許認可、不適切用語のチェックを万全に行うこと。  
原稿・写真・図版などの効果的な配置を行い、質の高いデザイン・レイアウトを行うこと。  
※仕様については、受託候補者と協議のうえ変更する場合もある。  
※打合わせは状況に応じて適宜行うこととする。

### (3) 納品物

- (ア) A4判冊子：1,000部
- (イ) 冊子作成に伴う全てのデジタルデータ一式：CD-ROM等に記録し、正副2枚
  - a. 本文のテキストドキュメント
  - b. イラスト、写真、図表等の画像データ
  - c. 印刷用イラストレーターデータ

## 8. 映像仕様

### (1) 委託概要

- (ア) 映像作成にあたっての企画立案
- (イ) 取材、構成、台本作成
- (ウ) 映像撮影（業務用デジタルハイビジョンカメラ使用）
- (エ) ナレーション制作
- (オ) 編集作業、録音、納品など一連の業務全般

(2) 成果物の仕様

- (ア) 編集：1種類とする（10分バージョン）
- (イ) 映像：編集方式はフルハイビジョン方式以上とする。
- (ウ) 音声：ナレーションは日本語とする。
- (エ) 音楽：再生方式はステレオとする。ただし素材により一部モノラルも可とする。
- (オ) 静止：映像中の静止面にスチールカメラを用いる場合は、原則ハイビジョン方式での鑑賞に耐えるものとする。
- (カ) その他：リージョンコードはフリーの設定とする。

(3) 納品物

各コンテンツの映像をMP4形式・WMV形式の動画配信用データとして記録媒体で納品すること。

9. その他業務遂行上の留意点

- (1) 成果物の品質については、本仕様書の要件を満たしたものとすること。なお、品質が十分確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 本仕様に掲載されていない項目については、受託者と豊能町で協議のうえ、対応を決定する。